

<リックエルダークラブ共済規則>

第1条(趣旨) このリックエルダークラブ共済規則(以下「規則」という)は、日産労連リック規程(以下「リック規程」という)第2条(事業内容)および第3条(規則の設置)、ならびにリック総合共済規則第3条(加入の義務)に基づいて定める。
第2条(目的) このリックエルダークラブ共済(以下「エルダークラブ共済」という)は、エルダークラブ規則第3条(加入資格)によるエルダークラブ会員(以下「会員」という)の相互扶助により会員の福利および支援をはかることを目的とする。
第3条(加入の義務) 会員はすべてこのエルダークラブ共済に加入しなければならない。
第4条(共済の種類) 共済の種目は次の通りとする。 1) 死亡 (1) 弔慰金(本人、配偶者、本人の両親) (2) 葬儀共済一式(別表1に記載) 2) 傷病見舞(別表2に記載) 3) 住宅災害 4) 長寿祝い(古希、喜寿、ゴールド、卒寿、プラチナ、白寿)
第5条(共済給付の内容) 共済給付は、別表1～4の通りとする。
第6条(共済給付の申請) 規則第4条(共済の種類)1号から3号に定める共済事由が発生したときは、共済給付申請者は、加盟組合を通じてリック局に給付の申請をしなければならない。
第7条(共済給付の審査) 前条の申請を受けたときリック局は、別に定めるエルダークラブ共済給付認定基準に基づいてその内容を審査し、共済給付の要件に適合していると認めたときは、すみやかに給付する。
第8条(緊急給付の措置) 1. 火災、自然災害のため、会員が集団的に大きな損害を受け、中央執行委員会がただちに給付を要すると判断した場合、リック局は、緊急給付の措置をとることができる。 2. 緊急給付については、別表5に掲げる内容とする。
第9条(共済給付を行なわない場合) 次の各号に該当する事実が判明したときは共済給付を行なわない。 1) 会員もしくは世帯を同じくする家族が故意に火災を発生させたとき。 2) 犯罪行為もしくは日産労連の名誉を傷つける行為を伴うとき。 3) 共済給付の申請に関して虚偽の記載または虚偽の証拠提出を行なったとき。 4) 正当な理由なく共済掛金を3ヵ月以上未納のとき。
第10条(共済給付金受取人の範囲および順位) 1. 共済給付金受取人の範囲は、次の各号の通りとする。 1) 会員 2) 会員の配偶者 3) 会員の子供 4) 会員の両親 5) 会員の孫 6) 会員の祖父母 7) 会員の兄弟姉妹 2. 共済給付金受取人の順位は前項各号の順位による。
第11条(共済給付の弁済) 共済給付を行なった後、規則第9条(共済給付を行なわない場合)に掲げる行為が発覚した場合は、すでに給付した共済給付を弁済させる。
第12条(共済給付請求の時効) 1. 共済事由が発生した日から6ヵ月以内に共済給付の申請を行なわないときは、その請求権を失う。 2. 傷病見舞については、療養終了後6ヵ月以内に、また、療養中の場合は証明書上の終了日から6ヵ月以内に共済給付の請求を行なわないときは、その請求権を失う。 3. 住宅災害については事由発生日から6ヵ月以内に損害の発見ができなかった場合に限り、損害発見日から6ヵ月以内に共済給付の請求を行なわないときにその請求権を失う。但し、その場合は損害発見日の証明を必要とする。

第13条(再審査の請求) 1. 会員はこの規則の適用に異議があるときは、リック局に対して再審査を請求することができる。 2. 再審査請求は、決定通知があった日から1ヵ月以内にこれを行なうものとし、それを経過したときは請求権を失うものとする。
第14条(再審査) リック局が再審査の申請を受理したときは、中央執行委員会において遅滞なく申立事項についての再審査を行ない、採否の決定等必要な措置を講じなければならない。
第15条(会計の性格) この会計は、リック規程第5条(会計)による事業会計として管理する。
第16条(収入) この会計の収入は、共済掛金をもってまかなう。
第17条(共済掛金の額) 1. 共済掛金の額は月額300円とし、エルダークラブ会費と同時に徴収する。 2. この掛金納入の義務については、エルダークラブ規則第31条(会費および納入の義務)を適用し、会費免除者については共済掛金を免除する。
第18条(運営管理費用) エルダークラブ共済の運営に伴う諸経費および管理諸費用は、エルダークラブ共済会計より支出する。
第19条(規則の改廃) この規則の改廃は、中央委員会の議決を経て行うものとする。但し中央執行委員会の承認により施行することが出来る。
第20条(細則の設置) この規則に必要な細則は別に定める。
第21条(施行期日) 1. この規則は1983年7月1日(昭和58年)から実施する。 2. 1985年5月1日(昭和60年)改定 3. 1985年12月10日(昭和60年)自動車労連共済組合の創設に伴い制定された共済規約に基づいて1986年1月1日より改定実施する。 経過措置 この規約による初年度会計期間は、1986年1月1日(昭和61年)より1986年6月末日(昭和61年)までとする。 4. 1989年1月1日(昭和64年)改定(自動車労連から日産労連に名称変更) 5. 1990年1月1日(平成2年)改定 6. 1990年8月28日(平成2年)改定(定年退職組合員の組織名称を「日産労連エルダークラブ」に改称) 7. 1992年1月1日(平成4年)改定 8. 1992年12月11日(平成4年)日産労連リック事業部の創設にともない施行されたリック事業部規約に基づいて、1993年1月1日(平成5年)より改定実施する。 9. 1996年1月1日(平成8年)改定 10. 1999年1月1日(平成11年)改定 11. 2001年7月1日(平成13年)改定 12. 2001年9月1日(平成13年)改定 13. 2003年9月1日(平成15年)改定 14. 2005年7月1日(平成17年)改定 15. 2005年7月12日(平成17年)改定(リック事業部の解散による変更) 16. 2006年7月1日(平成18年)改定 17. 2008年1月1日(平成20年)改定 18. 2009年7月1日(平成21年)改定 19. 2010年7月1日(平成22年)改定 20. 2011年7月1日(平成23年)改定 21. 2013年10月1日(平成25年)改定 22. 2014年4月1日(平成26年)改定 23. 2014年10月1日(平成26年)改定 24. 2021年1月1日(令和3年)改定 25. 2024年7月1日(令和4年)改定 26. 2025年7月1日(令和7年)改定

<リックエルダークラブ共済給付認定基準>

1. 死亡認定基準

1) 認定基準

死亡給付対象者の範囲は次の基準によるものとし、死亡の原因が何であったかは問わない。

2) 対象者

(1) 会員（本人）

(2) 会員の配偶者

配偶者とは入籍されている配偶者をいう。但し入籍されていなくとも生計を一にし、事実上婚姻関係にある場合を含む。その場合、戸籍上の性別が同一である場合も含む。

入籍されてない場合は、住民票に加盟組合の承認印を必要とする。

(3) 会員の両親

両親とは、会員本人の実親をいう。また会員に法的養子縁組手続きがされている養父母がいる場合は、養父母についてのみ対象とする。

2. 傷病見舞認定基準

連続30日以上入院、または連続7日以上入院し、退院後に同傷病で診療を受け、ひとりで日常生活・行動に不便をきたすような状態の者（入院と合算して30日以上）

3. 住宅災害および緊急給付認定基準

「リック総合共済認定基準」の「6. 住宅災害および緊急給付認定基準」に準ずる。

別表 1（死亡ならびに葬儀給付）

給付種目	給付金額（円）	葬儀共済一式
本 人	30,000	葬儀共済を選択できる 葬儀共済を選択した場合、給付金 10,000 円 葬儀共済本人負担なし
配 偶 者	10,000	葬儀共済を選択できる 葬儀共済を選択した場合、給付金なし 葬儀共済本人負担なし
子 供（扶養）	なし	葬儀共済本人負担なし
両 親	5,000	葬儀共済を選択できる 葬儀共済を選択した場合、給付金なし 葬儀共済本人負担 180,000 円（税別） 給付金は本人の両親のみ
配偶者の両親	なし	葬儀共済本人負担 180,000 円（税別）
祖父母・子供（非扶養）・子供の配偶者	なし	葬儀共済本人負担 240,000 円（税別）
兄弟姉妹・おじ・おば・孫	なし	葬儀共済本人負担 300,000 円（税別）
＊負担額には消費税を含まない。		

別表 2（傷病見舞）

給付種目	給付内容
連続 30 日以上入院または、連続 7 日以上入院し、退院後に同傷病で診療を受け、ひとりで日常生活・行動に不便をきたすような状態の者（入院と合算して 30 日以上）	年 1 回 5,000 円の見舞

別表 3（住宅災害）

被災住宅区分		（1） 対象住宅に 2 人以上居住	（2） 対象住宅に 1 人居住
被災の程度			
火災	イ 全焼	（円） 200,000	（円） 100,000
	ロ 全焼以外	30,000	30,000
自然災害	ハ 全壊・全流失	150,000	100,000
	ニ 全壊・全流失以外	30,000	30,000
	ホ 床上浸水	30,000	30,000

別表 4（長寿祝い）

給付区分	給付（記念品）
古希（70 歳）	8,000 円程度
喜寿（77 歳）	10,000 円程度
ゴールド（85 歳）	15,000 円程度
卒寿（90 歳）	15,000 円程度
プラチナ（95 歳）	15,000 円程度
白寿（99 歳）	30,000 円程度

別表 5（緊急給付の給付種目と給付金額）

ランク	被害の程度	見舞金額（円）
A	別表 3 のイ、ハの程度に該当するもの	30,000
B	別表 3 のロ、ニ、ホの程度に該当するもの	20,000
C	別表 3 のイ、ロ、ハ、ニ、ホの程度に該当しないもの	10,000

別表 6（給付申請に必要な添付書類）

給付項目	申 請 提 出 書 類		備考
	申請書	添 付 書 類	
死亡	○	①会葬礼状 ②訃報連絡 ③本人死亡葬儀共済利用者は葬儀施行確認依頼書も可 いずれか一つ	
傷病見舞	○	ふれあい訪問活動につなげるため、家庭訪問報告書を添付する。	入院・自宅療養が 30日以上を経過 した後に申請
住宅災害	○	①官公署発行の罹災証明書 （市区町村長、警察署長、消防署長、もしくはそれぞれの出張所の いずれか一つの罹災証明書） ②被災額の見積書（明細のわかるもの） ③写真 ①～③のすべて必要とする。但し、下記の通りの扱いとする。 ①官公署発行の罹災証明書 ・発行されない場合は住宅災害報告書が必要 ・被災の程度（被災の程度、被災面積、被災割合など）の記載が ない場合は写真等被災の程度がわかるものも必要 ②被災額の見積書 全焼以外、全壊・全流失以外、消防破壊の場合は必要 ③写真 罹災時に撮影ができた場合は必要	火災共済加入者 で給付済の場合 は、こくみん共済 coop への提出書 類で証明に代え ることができる
長寿祝い		不要	